平成25年度下期ＰＥＴボトル再商品化に関する入札について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が発注する「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という。)に規定される分別基準適合物の再商品化について、下記業務の入札に参加しようとする事業者は、次により当協会への申請を行ってください。

平成25年7月1日

〒105―0001　東京都港区虎ノ門１丁目14番１号
郵政福祉琴平ビル２階
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

１．対象業務

ＰＥＴボトル分別基準適合物の再商品化

２．入札方法

①　再商品化の入札・選定は、運搬事業者と３項に記載する当協会への事業者登録を完了した再生処理事業者とのジョイントグループを単位として、入札対象となる市町村・一部事務組合の保管施設ごとに行います。(ただし、再生処理事業者が運搬も行う場合にはこの限りではありません。)

②　このため、運搬事業のみの受注を希望する方は、事業者登録を受けた再生処理事業者と調整のうえ、ジョイントグループを形成する必要があります。

③　この場合、再生処理事業者がジョイントグループを形成する際の運搬事業者の選定の準則は、４項の「運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則」のとおりです。

④　入札の方法につきましては、平成25年度下期保管施設ごとの入札条件リスト、契約条件、再生処理事業者の工場所在地および担当連絡先リスト等の再商品化に関する入札書類の内容に従ってください。

⑤　登録された再生処理事業者及び同事業者とジョイントグループを形成し運搬事業の受託を希望する運搬事業者を対象として、入札説明会を７月11日（木）に開催いたします。入札を行う再生処理事業者の方は入札説明会へ必ずご参加ください。

⑥　入札書類は、当協会ホームページの「オンライン手続き」(https://reinscp.jcpra.or.jp/）からダウンロードした上で印刷を行い、入札説明会にご持参ください。

⑦　入札は､「オンライン入札」となっています｡「オンライン入札」への参加方法につきましては、入札説明会にてご説明いたします。

⑧　入札に基づく契約期間は、平成25年10月１日から26年３月31日までの６か月間とします。

＜入札説明会の日程＞

下記の日程にて入札説明会を開催いたしますので、入札に参加を希望する事業者はご出席ください。

申し込み方法：再生処理事業者の方は、当協会ホームページの「オンライン手続き」(https://reinscp.jcpra.or.jp/）からお申込みください。また、運搬事業者の方は、当協会宛に下記要件を記入のうえ、締め切り日までに、ＦＡＸにてお申込みください。(当日会場の都合により、一事業者原則一名とさせていただきます。)

㈠　会社名
㈡　連絡先
㈢　参加者氏名

日　　時	会　　議　　名	会　　場　　名	申込締切日
７月11日（木） 13：00～14：30	平成25年度下期ＰＥＴボトル入札説明会	アジュール竹芝「飛鳥の間」(13階) 〒105―0022 港区海岸１丁目11番２号 ＴＥＬ：03（3437）5566	７月９日（火）

３．再生処理事業者リスト

・当協会に登録を完了した平成25年度の再生処理事業者のリストについては、当協会ホームページ（ＵＲＬ：http://www.jcpra.or.jp/）をご参照ください。

・登録は入札への参加資格の一部であり、再商品化事業の受注を意味するものではありません。

４．運搬事業者とジョイントグループを形成する際の準則

再生処理事業者は、以下の事項にもとづいて運搬事業者とジョイントグループを形成してください。

⑴　運搬事業者が以下の条件を満たしていること。

①　容器包装の運搬に共通の事項

㈠　価格が公正かつ適正であること。
㈡　常時連絡可能な連絡先を有していること。
㈢　積み込み用機材（フォークリフト、ショベルローダー等）が操作できること。
㈣　市町村等の依頼に応じて、２週間以内に引き取り・運搬が行われること。
㈤　契約期間中の引き取り・運搬業務が保証されること。
㈥　法施行令第９条に定める基準に合致すること。
㈦　関連法令及び地方自治体の定める条例に適合していること。

②　ＰＥＴボトルの運搬に特有の事項

㈠　無蓋車の場合は、飛散対策が講じられること。